平成２４年（フ）第５０号
相模原市南区相模大野５丁目27番17号
破産者　株式会社グッドラック
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１７６号
岐阜県恵那市山岡町原1512番地１
破産者　羽柴　秀一
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１８１号
岐阜県恵那市長島町中野1170番地142
破産者　安江　武彦
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第４８８号
静岡市清水区渋川497番地の１
破産者　有限会社美春タクシー
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２号
静岡県菊川市半済967番地の１
破産者　有限会社岩井モータース
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第２８５３号
愛知県瀬戸市下陣屋町28番地の８
破産者　河合組有限会社
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３３２号
京都府木津川市山城町上狛西殿19番地
破産者　株式会社協栄ステンレス
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
神戸市兵庫区大開通10丁目２番23―601号
破産者　有限会社谷口工業
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６９号
神戸市東灘区向洋町中６丁目９番地
破産者　株式会社ケーオーツー
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０５号
岡山市東区金田690番地の８
破産者　有限会社コヤマロード開発
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０６号
岡山市中区平井1174番地５、前住所岡山市東区金田690番地８
破産者　小山　　稔
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３４号
大分市大字奥田827番地の１　マルショク南大分店内
破産者　有限会社トップ薬品
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７５号
沖縄県名護市城１丁目14番11号　１Ｆ
破産者　株式会社ウェブワールド
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第２９３号
神奈川県三浦郡葉山町下山口1258番地の６
破産者　イグアス株式会社
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第６０７号
金沢市直江町イ46番地１
破産者　株式会社高川栄泉堂
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６０５号
石川県野々市市藤平田２丁目144番地、商業登記簿上の本店所在地石川県野々市市新庄５丁目97番地
破産者　有限会社ブックサポート
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１９１号
香川県高松市末広町３番地11
破産者　有限会社すえひろ不動産
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１５４号
岐阜県岐阜市加納愛宕町18番地１　愛宕住宅818号室、前住所滋賀県愛知郡愛荘町中宿196番地　ハイツエクセルⅡ番館205号室
破産者　清水　幸男
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４５１号
奈良県大和高田市日之出西本町８番２号
破産者　速水　善和
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２号
奈良県香芝市別所53番地の10　シャトー香芝403号、前住所奈良県橿原市曲川町５丁目15番13号
破産者　竹内　カツ
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
福岡県大野城市下大利団地43番301号、前住所福岡県小郡市稲吉1374番地１　504号室
破産者　古賀　達也
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２６８９号
札幌市北区拓北７条５丁目２番12号
破産者　吉田　慎一
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部